

医療費が高額 になりそうなとき

医療機関で支払う1カ月分の医療費が一定の金額（自己負担限度額まで）となります。また、市民税非課税世帯の人は入院時の食事代が軽減されます。

問い合わせ
保険課 ☎9159・☎9160

マイナ保険証の登録がある人

医療機関でマイナ保険証を提示してください。申請は不要です。
※マイナ保険証未対応の医療機関は除く

マイナ保険証の登録がない人

国民健康保険
「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

後期高齢者医療
資格確認書に自己負担額の所得区分を記載する申請をしてください。

交付の条件

国民健康保険の場合
次のいずれかに該当する人
・70歳未満の加入者
・70歳～74歳の市民税非課税世帯の加入者
・70歳～74歳の市民税課税世帯の加入者で、医療機関での負担割合が3割の人
(一部、交付が必要ない人もいます。詳しくは問い合わせてください)

申請に必要なもの
・資格確認書（被保険者証）
・本人確認できるもの（マイナンバーカードなど）

各申請は、市役所保険課、各支所担当窓口まで。



市民税非課税世帯

長期入院に該当する場合、申請により、さらに食事代が減額されます。

※マイナ保険証の登録がある人でも申請が必要です ※長期入院とは、申請月以前12カ月間の入院日数の合計が
※すでに最大まで減額されている人は適用されません 90日を超えた入院のこと

申請に必要なもの
・資格確認書
・本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）
・領収書や入院期間証明書など入院日数を確認できるもの
※限度額適用・標準負担額減額認定証（後期高齢者医療制度の場合は資格確認書）を持っている人は提出してください

こんな時に便利！ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去の薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、活用してください！

マイナ保険証を利用希望する人
医療機関などにある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。
※マイナポータルなどでも登録できます



健康保険・福祉医療の証 が更新されます

健康保険・福祉医療の証には有効期限があります。8月1日(金)に更新日を迎えますので、持っている証の更新手続きなどを確認してください。

健康保険に関して

8月1日(金)以降に医療機関などを受診する場合は、マイナ保険証または新しく届いた資格確認書などを使用してください。紙の健康保険証は使えなくなります。

送付する証は次のとおりです。

※全て普通郵便で送付します

※同じ世帯の人であっても、証の種類などにより届く日が異なります

◆ 国民健康保険

対象者	証の種類（色）	更新手続き	送付のことなど	問い合わせ
マイナ保険証の登録をしている被保険者	資格情報のお知らせ（A4版白色）	不要	7月末までに被保険者1人につき1通、世帯主宛にうぐいす色の封筒で送付 ※70歳以上の人には自己負担割合（2割・3割）を記載しています ※資格情報のお知らせだけでは病院などを受診できません	保険課 国保係 ☎9159
マイナ保険証の登録をしていない被保険者	資格確認書（水色）	不要	7月末までに同じ世帯の人の資格確認書をまとめて世帯主宛に水色の封筒で送付	
	特定疾病療養受療証（水色）	不要	7月末までに世帯主宛にピンク色の封筒で送付 ※70歳～74歳の人には有効期限がないため、現在持っている証を引き続き使えます	
	限度額適用認定証（オレンジ色）	要	8月1日(金)以降も引き続き認定証が必要な人や新規で申請する人は7月1日(火)以降に申請してください。郵便や市公式LINEでも申請ができます。詳しくは、市ホームページまたは7ページの「医療費が高額になりそうなとき」を確認してください。	
	限度額適用・標準負担額減額認定証（緑色）	要		市ホームページ▶

◆ 後期高齢者医療

対象者	証の種類（色）	更新手続き	送付のことなど	問い合わせ
マイナ保険証の登録に関わらず全ての被保険者	資格確認書（オレンジ色）	不要	7月末に広島県後期高齢者医療広域連合から黄色の封筒で送付 ※被保険者1人につき1通、本人宛てに送付	保険課医療 年金係 ☎9160
	特定疾病療養受療証（茶色）	不要	有効期限がないため、記載事項に変更がない場合、そのまま使用できます	

福祉医療に関して

送付する証は次のとおりです。

受給者証の種類	証の色	更新手続き	手続きの方法	問い合わせ
重度心身障害者医療（身体・知的）	緑色	原則 不要	更新手続きが必要な人には、個別に通知しますので、確認してください。	障害福祉課 ☎9186
重度心身障害者医療（精神）	白色			
ひとり親家庭等医療	オレンジ色	要	現在受給している人には、5月下旬に更新申請の通知を送付しています。 手続きに必要なもの ①郵送した申請書（必要事項を記入） ②児童扶養手当証書または遺族年金証書など ③全ての受給対象者の被保険証や資格確認書など	こども課 ☎9153